べき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第七十四条の二十三第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るたばこ税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立したたばこ税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十四条の二十四第三項中「これらの規定に規定する課税標準数量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準数量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るたばこ税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立したたばこ税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十四条の二十四第四項中「第五項」を「第六項」に改める。

第七十四条の二十八第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第七十四条の二十九第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七十八条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第八十条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第八十五条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「しなかつた者」を「しなかつたとき。」に改め、同項第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第八十六条第一項中「によつて」を「により」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第九十条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）を加算した金額」を「次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第九十条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後のその提出（当該申告書に係るゴルフ場利用税について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合